

青森県報

第三千二百九十五号

平成二十二年
九月二十九日
(水曜日)

目次

規 則

青森県農業改良資金貸付規則を廃止する規則……………(団体経営課) ……一

告 示

救急診療所の設置……………(医療薬務課) ……一

平成二十二年青森県民健康・栄養調査の実施……………(保健衛生課) ……二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

保安林の指定解除……………(林政課) ……三

公 告

平成二十一年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況の公表……………(財産管理課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(東青地域局) ……三

公安委員会……………(少年課) ……三

青森県少年指導委員の委嘱……………(少年課) ……三

運転免許取得者教育機関の認定……………(運転免許課) ……四

規 則

青森県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十七号

青森県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

青森県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年十月青森県規則第七十号)は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に廃止前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられた農業改良資金及び同日前に廃止前の青森県農業改良資金貸付規則第九条第一項の規定により借入申込書等を提出したものに對して同日以後に行われる農業改良資金の貸付け(貸付けの決定及び貸付けしない旨の決定を含む。)については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第六百四十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十二年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
公立金木病院	五所川原市金木町菅原一九	平成二十五年九月三十日

青森県告示第六百四十二号

平成二十二年青森県健康・栄養調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十二年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

青森県民の食生活や健康状態、健康に関する意識等を把握して、保健・医療施策の基礎資料を作成することを目的とする。また、青森県健康増進計画「健康あおもり21」の最終評価のため、現状値を把握することを目的に実施する。

二 調査対象の範囲

県内在住の満一歳以上の住民

三 報告を求め事項及びその基準となる期日

1 報告を求め事項は次に掲げる事項とする。

- (一) 栄養摂取状況調査（世帯状況、食事状況、食物摂取状況）
- (二) 身体状況調査（身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、歩行数）
- (三) 歯科疾患実態調査（現在歯数、歯肉の状況）
- (四) 生活習慣調査（生活習慣に関する状況や意識）

2 報告を求め基準となる期日は、平成二十二年十月から同年十一月の任意の平日一日とする。

四 報告を求め者

平成十七年国勢調査により設定された青森県内の調査区番号から層化無作為抽出した十二地区内の約四百八十世帯及び当該世帯の一歳以上の世帯員約千四百四十人とする。

五 報告を求めるとに用いる方法

調査は項目により、調査員が世帯訪問により調査票を配布、留め置きにより報告者が記入し、回収時、調査員が内容を確認する方法と、調査会場を設け、調査員が計測や口腔診査、血液検査等を行う方法により行う。

六 報告を求めるとの期間

平成二十二年十月一日から同年十一月三十日までとする。

青森県告示第六百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	名称	所在地	指月日定
株式会社 N E O	五所川原市大字 豊成字田子ノ浦 三の三五	五所川原市大字 稲実字稲葉四九の一九	訪問介護	訪問介護あつき	五所川原市大字 豊成字田子ノ浦 三の三五	五所川原市大字 唐笠柳字藤巻四七八の一七	平成 三・九・二〇
株式会社まごころ	五所川原市大字 稲実字稲葉四九の一九	五所川原市大字 稲実字稲葉四九の一九	通所介護	デイサービスセンターまごころ	五所川原市大字 唐笠柳字藤巻四七八の一七	五所川原市大字 唐笠柳字藤巻四七八の一七	平成 三・九・二七

青森県告示第六百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	名称	所在地	指月日定
株式会社 N E O	五所川原市大字 豊成字田子ノ浦 三の三五	五所川原市大字 稲実字稲葉四九の一九	訪問介護	訪問介護あつき	五所川原市大字 豊成字田子ノ浦 三の三五	五所川原市大字 豊成字田子ノ浦 三の三五	平成 三・九・二〇

株式会社まごころ	五所川原市大字稲実字稲葉四九の一	介護予防通所介護	デイサービスまごころ	五所川原市大字唐笠柳字藤巻四七八の一七	三・九二七
----------	------------------	----------	------------	---------------------	-------

青森県告示第六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三條第六項において準用する同條第一項の規定により告示する。

平成二十二年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の一・二・四
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 保安林解除の理由
道路用地とするため

公 告

平成二十一年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三條の二第二項の規定により財団法人都道府県会館から平成二十一年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があったので、同條第三項の規定により公表する。

平成二十二年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 建物共済事業

分担金その他収入	二、二四八、六七〇、九二〇 円
災害共済金、経費その他支出	八九八、一三九、八五七 円
正味財産	二、三、七五七、四八九、六三五 円

二 機械損害共済事業

分担金その他収入	一、一三三、六九四、二二八 円
災害共済金、経費その他支出	四七一、一三六、五七八 円
正味財産	七、三八七、二二〇、六五〇 円

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九條の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社マルミ産業
- 二 代表者の氏名 三上 静子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡一六〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一三四三九号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年八月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九條第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二

号)第三十八条第一項及び少年指導委員規則(昭和六十年国家公安委員会規則第二号)第二條第一項の規定により、平成二十二年十月一日付けで、少年指導委員を委嘱するので、同規則第二條第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年九月二十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

氏名	島村 隆	活動区域	五所川原市のうち、五所川原駅周辺(大町、旭町、東町、布屋町)、川端町周辺(川端町、本町、寺町、岩木町)、エルム周辺(唐笠柳字藤巻、石岡字藤巻)の区域
連絡先	五所川原警察署 刑事生活安全課 (電話 0173-55334)		

青森県公安委員会告示第九号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百八条の三十二の二第一項の規定により、運転免許取得者教育機関として、次のとおり「マルエス自工株式会社青森モータースクール」を認定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年九月二十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 名称 マルエス自工株式会社青森モータースクール
 - 2 住所 青森市妙見一丁目二の二
 - 3 代表者の氏名 新戸部 八州男
- 二 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
マルエス自工株式会社青森モータースクール
- 三 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
青森市妙見一丁目二の二
- 四 運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成二十二年国家公安委員会規則第四号)第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

五 運転免許取得者教育の課程の名称

1 第三号課程 シルバードライバー講習

2 第六号課程 高齢者更新時同等講習

六 認定した年月日

平成二十二年九月十五日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------